

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	新十津川町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shintotsukawa.lg.jp/hotnews/detail/00001547.html

執行機関名 新十津川町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新十津川町児童生徒就学援助条例(平成18年新十津川町条例第14号)第3条に規定する費目の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(別表第一 第5の項) 新十津川町児童生徒就学援助条例(平成18年新十津川町条例第14号)第3条に規定する費目の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	新十津川町児童生徒就学援助条例(平成18年3月22日条例第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、経済的理由によって就学困難な <u>児童生徒</u> の保護者、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)において就学する児童生徒の保護者その他児童生徒の就学に係る経済的負担を軽減する必要があると認められる保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新十津川町児童生徒就学援助条例 新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則 新十津川町長の権限に属する事務の委任に関する規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 号	新十津川町児童生徒就学援助条例第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費(ただし医療費は除く。)の申請に係る経済的負担を軽減する必要があると認められる保護者の申請に係る事実の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	新十津川町児童生徒就学援助条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	就学援助を実施する年度の4月1日を含む年の前年における世帯の構成員に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	新十津川町児童生徒就学援助条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	就学する児童生徒の属する世帯であって、その前年所得合計額が、毎年度教育委員会が定める額に満たない世帯の構成員たる保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考	当該事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、町長の権限に属する事務について委任を受けている。	